

陳 述 書

1 はじめに

私は、日本福祉大学社会福祉学部で「養護学校 1 級免許状」を取得し、
市教育委員会に採用され、定年退職までの 37 年間（小学校の通常学級 4 年
特別支援学級 10 年、特別支援学校 3 校で 23 年）の障害児教育一筋の教員生
活を送りました。現職中は、知的障害児・自閉症児と、教員生活後半には発達
障害のこどもたちの教育・支援に携わりました。「こどもたちの人権を守る、
差別をしない」ことを肝に銘じて、こどもたちの発達のため、頑張ったと自負
しています。

私が初めて担任した教え子は、すでに 50 歳を超える年齢になっており、
一般企業に就職している卒業生、作業所で仲間たちと一緒に作業をしながら、
楽しく過ごしている卒業生、支援施設に入所して平穏に暮らしている卒業生等
々、いまでも様子を聞いたり、本人や保護者の皆さんと交流したり、相談があつ
たりすれば話を聞いたりしています。

2 鶴田早亨さんの入所施設死亡事故・提訴の話しを聞いて

私は、早亨さんとは在校していた学校が違い接点はありません。しかし、元
教員として、彼の悲しい死亡事故の一連の話聞き、そのときの様子やその後
の施設の対応などの話を聞いたり、裁判資料（訴状・答弁書・原告準備書面
（9）・施設長陳述書・担当職員陳述書等）を読んだりして、そのまま通り過
ぎることはできませんでした。提訴までのいきさつやこれまでの裁判の様子は
弁護士さんから伺い、また原告の鶴田明日香さんからは、病魔に倒れられたお
母さんの遺志を受け継いで、弟の早亨さんといっしょに生きていこうと頑張っ

ていたわずか1年もたたないうちに、納得が出来ない事故で亡くした悲しさ、悔しさ、怒りの気持・苦しみから提訴にいたった思いを伺いました。

早亨さんは28歳であり、これからまだまだ成長・発達しながら、友達や周りの支援者の方々、家族とともに、平穏で楽しい人生を送れたのにとすると、可哀想でなりません。私の在職中の教育現場をふり振り返りながら、この裁判への思いを陳述いたします。

3 この「事故」は防ぐことができた

まずは、「天使の扉」が開いていた事を関係者が知らなかったという「過失」が無かったら、彼が外へ出ることは絶対あり得ないことは誰でも分かることです。しかし、中からは開けられないのに、どういうわけか開いていたのです。

自閉症児・者は、特定のことにつよい興味や関心、こだわりがあります。「母さんが面会の時入ってくる扉」には、お母さんが来ていないかという期待もあって、「日常的な行動としてよく行っていた」（施設長陳述書）のだと思います。彼は、扉が開いていることをめざとく見つけ、外へ出てしまいました。

「早亨さんの行動障害としては多動、自傷云ぬん、多動については歩き回る」（担当職員の陳述書）と書いてあるように、担当職員はじめ他の職員全体でも彼の障害特性は把握されていたと思われるのに、適切な対応ができず、防げませんでした。彼は、「外へ逃げる」という「問題行動」を起こしたのでなく、扉が開いていたのをめざとく見つけ飛び出したのであり、彼の落ち度ではありません。

「彼は食事を、かきこんでしまうため、早亨さんには、ひとくちずつ小皿に移して提供するという方法で食事の支援を行っていた。常時の見守りが必要でした」（担当職員陳述書）。しかし、彼は「裸足では約1キロほど先の■■■■店に行き、ドーナツを大量に食べ喉に詰まらせ窒息し、亡くなりました」（担当職員陳述書）。「天使の扉」が開いていて、職員の見守りもなく、外へ出て、

「自由」になれば、気持ちも高ぶり、食べ物を見つけて「駆け込み食い」をするという癖が出ることは当然のことです。

私も長い教員生活の間に何度か、こちらが目を離したすきに生徒が校外に出でしまい、肝を冷やすような失敗をしたこともあります。こうしたことは、障害者自身の「問題行動」ではなく、全面的に担任・学校の管理責任の問題になります。保護者の方に十分な説明と謝罪をして、担当教師集団で徹底的に再発防止策をとり、「生徒自身に自分の身を守る力」をどう育てていくのか、支援内容の面からも、試行錯誤しながらやってきました。

今回のことでも、「夜勤明けの職員からの引き継ぎで彼はすごく落ち着いている報告を受けたので、他の職員に声をかけて持ち場を離れた。どこかへいってしまうように思えなかった」（担当職員陳述書）と説明していますが、学校という教育の場では絶対に通用しません。入所者への「安全配慮義務違反」の責任と、施設全体の「教育力量」が問われます。結果として、若い大切な命が、「天使の扉」が開いていたという施設側による「過失」の犠牲になったのです。

4 施設側からの言い分について納得できない点

(1) 事故当日、早亨さんの中心担当者の **S** さんは、彼の靴下をとりにいくために、他の職員さんに声をかけて、持ち場を離れました。「彼は相当落ち着いていた」（担当職員陳述書）からということですが、結果は最悪の事態になりました。この最悪の結果を招いた事実からして、「彼は落ち着いていた」と判断したことや他の職員に「靴下をとってきます」、「今となってははっきり誰か覚えてないのですが『はい』という返事は確認した」程度であり、きちんと顔を見て、引き継ぎをしないで、持ち場を離れたことは非常に安易な間違いでした。「はい」と返事をした他職員さんは、きちんと早亨さんに目配りをしていたのでしょうか。とてもそうは思えません。誰も見ていない隙ができてしまい、彼は「天使の扉」の方へいき、扉が開いていることを見つけて外に

出てしまったのです。「天使の扉」が開いていたのはなぜなのかも明らかになっていません。

学校でも施設でも、障害者の教育や生活支援をする職員は、障害者の発達段階や障害特性、癖などを十分に把握して、日常生活のなかで障害の軽減のための指導方針などを話し合い、まずは安全確保のため、常に中心支援員を中心に職員集団が連携や意思疎通をはかる必要があります。今回の件の場合、「これまでの亡き早亨の行動からすれば、無断外出をすれば、それだけで亡き早亨が食べ物のある場所に行き食べ物を喉につまらせてしまう高度の危険性があった」（原告準備書面9）のに、職員集団間の共通認識が十分ではなかったと思います。中心支援員の S さんが持ち場を離れる時の引き継ぎも十分でなく、引き継いだ職員さんが誰なのかも言わず、どういう行動をしたのかしなかったのかを説明しないようでは、「安全配慮義務」を果たしたとは到底いえないし、防ぐことが出来た事故を防げなかった責任は重いと思います。

（2） H の施設長陳述書を読んで思うこと

○「入所時の面接」のところで、「問題行動を持った知的障害者の方は H にくるまでにも他の施設や病院に入院することが多く、保護者の方たちも把握していらっしゃらないことが多い」

○「障害者支援施設は医療機関でない。しかし、実際は、保護者は施設に入れば障害がなおると考えている。認識の齟齬に悩まされている」

上記の2つの陳述については、施設長の保護者にたいする主観的な思い込みや偏見があるように思います。障害者専門病院に入院するのは私の現役生活の経験では、一般疾病の治療、肥満の栄養指導・治療、てんかん児（者）の薬の副作用の検査・調整、興奮状態が強い・続いているなど、少しでも安定させる適切な薬をみつけて様子を見るためでした。

保護者が我が子の健康はじめ障害特性、癖、生育歴などすべてを把握してい

るからこそ、こどもの障害が分かった時点から支援センターへ相談に行き、医療分野からの対応をはじめ、学校やその後の支援施設にいろいろな要望をしているのです。

病院に入院させれば障害が治癒するとか、施設に入れば障害が治るなど思っている保護者の方はいません。

「問題行動を持った障害者」という表現にも違和感があります。「故意に周りを困らせるような行動をする障害者」という観方は間違っており、「大変な生きづらさの障害を抱えて必死に生きている障害者」と受けとめ、我が子の代弁者としての保護者の願いや要望に耳を傾け、話し合いをしながら、障害の軽減や発達のために、私は同僚たちとともに努力して参りました。

(3) 被告代理人「答弁書」(平成26年10月1日)を読んで思ったこと

「入所者と家族と施設側との関係」についての中に、「イ亡早亨の保護者との面談事、保護者等は被告に対し、亡早亨に対しては職員が常にマンツーマンで対応してほしい旨を要望していたが、多数の利用者がいる施設ではそのような対応は難しい旨をその都度説明している」と書いてあり、本当に驚きました。

「対応が難しい重度障害者も受け入れ、面倒をみてやってる」と云わんばかりであり、事故等が起こっても、施設の責任を回避するための予防線を張っているように思えます。他の保護者にも同じ事を言っているとしたら、保護者の不安をあおるだけの冷たく心ない言葉です。学校で、教員が保護者の皆さんにそのようなことを言ったら大問題になります。

施設には、利用者と同じ数の職員がいない事を百も承知のうえで、お母さんは、我が子の多動性などから、安全確保のためのできるかぎりの配慮と支援を要望したのです。まだまだ、重度障害者にたいする社会的な差別や偏見があるなかで、お母さんは、それだけでなく面倒をかけてお世話になっていると遠慮して何も言えない施設に、勇気をもって配慮を「お願い」したのです。

ぎりぎりいっぱい職員数で、利用者の安全配慮が十分にできないのなら、

施設設備の安全のための改善や職員増を経営者としてやるべきです。私も現役時には、公立学校でしたので、行政に対していつも教育予算の増額や教員定数増を父母の方たちと一緒に働きかけていました。

障害児・者は、相手の過失でいのちを失われても、「遺失利益の額」や遺族への慰謝料にいたるまで、健常者と比べて格段に差別されています。遺族の方々が納得のいく説明や謝罪、賠償がなされるよう、私は元教員としてこの裁判を支援したいと思っています。 以上

2017（平成29）年 2 月17日

住所

氏名

荒木

名古屋地方裁判所民事第4部イC係 御中